令和8年台風25号で被災された方への 支援一覧



市公式LINE　　市ホームページ

※支援内容は，今後，追加・変更となる可能性があります。更新情報等は市ホームページをご確認ください。　　Ver.5　　令和8年11月5日現在

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書（※）					問い合わせ先（担当課等） 平日　午前9時から午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
住まい									
1	公営住宅の入居案内	現在のお住まいに継続して居住することが困難な場合は，一時的に市営住宅・県営住宅に無償で入居することができます。	市営住宅：一部損壊以上 県営住宅：原則半壊以上 （注）市営住宅のみ	○	○	○	○	（注）	市営住宅 建築住宅課 0476-20-1564 県営住宅 千葉県住宅課 043-223-3222
2	賃貸型応急住宅の供与	住宅が全壊するなどの甚大な被害を受けた場合に応急仮設住宅として，県が民間の賃貸住宅を借り上げ，最長2年を期限として供与します。	次の要件のいずれかを満たす場合，県内の賃貸住宅が供与できます。 ①災害により住宅が全壊・流失した方 ②半壊等であっても，自らの住家に居住できない方 ③二次災害やライフラインの途絶等により長期的に居住できないと認められた方 ④住宅の応急修理制度を利用する方のうち，「半壊以上」であって，修理期間が1か月を超えることが見込まれる方 ⑤国や県と協議により，やむを得ず入居すべきと認められた方	○	○	○	△	△	建築住宅課 0476-20-1564

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書(※)					問い合わせ先（担当課等） 平日　午前9時から午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
3	住宅の応急修理	災害救助法に基づき，日常生活に必要不可欠な最低限度の応急的な修理に対して，支援が受けられます。 【限度額】 ・大規模半壊，中規模半壊又は半壊の被害を受けた 世帯(※)⇒75万7千円以内 ・準半壊の被害を受けた世帯(※)⇒36万7千円以内 ※限度額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分については，自己負担となります。	次の要件を満たす方 ①大規模半壊，中規模半壊，半壊又は準半壊の被害認定を受けた世帯 ②応急修理を行うことで，避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。ただし，自宅にいる場合であっても日常生活に不可欠な部分に被害があれば対象 (注1)全壊は原則として対象外。ただし，応急修理をすることにより居住が可能となる場合には，対象となる場合があります。 (注2)半壊に至らない場合で，準半壊と判定された場合は対象となります。	(注1)	○	○	○	(注2)	建築住宅課 0476-20-1564
4	障害物の除去	災害救助法に基づき，生活上欠くことができない場所の障害物の除去に対して，支援が受けられます。 【限度額】 ⇒1世帯当たり14万8千6百円以内 ※限度額を超えた部分や障害物の除去の対象とならない部分については，自己負担となります。	①半壊又は床上浸水した住家であって，住居又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で一時的に居住できない状態にあり，自力では当該障害物を除去できない場合 ②居室，台所，玄関，便所等の生活上欠くことができない場所が対象 (注1)全壊は原則として対象外。ただし，障害物の撤去をすることにより居住が可能となる場合には，対象となる場合があります。 (注2)半壊に至らない場合で，準半壊と判定された場合は対象となります。	(注1)	○	○	○	(注2)	建築住宅課 0476-20-1564
5	住宅の消毒	住宅内の床上及び壁面を消毒します。	床上浸水の被害を受けた住宅で，住宅内の清掃及び乾燥が済んでいる場合	り災証明書は不要です。					環境衛生課 0476-20-1531
見舞金・貸し付け等									
6	千葉県災害見舞金	災害による被災者に対し災害見舞金を支給します。	災害により住宅全壊の被害を受けられた場合	○	—	—	—	—	社会福祉課 0476-20-1536
7	成田市災害見舞金	宅地が土砂の崩落又は流出により被害を受けた方に対し災害見舞金を支給します。	災害により被害を受けられた場合 ※ただし，災害救助法に基づく住宅の応急修理を活用した場合は対象になりません。	—	—	—	—	○	社会福祉課 0476-20-1536

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書(※)					問い合わせ先 (担当課等) 平日　午前9時から 午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
8	災害援護資金貸付金	災害により被害を受けられた市民の生活の再建に必要な資金を貸し付けます。	次のいずれかの被害を受けた世帯 ①世帯主が災害により負傷し，その療養に要する期間が概ね1か月以上 ②家財の3分の1以上の損害 ③住居の半壊又は全壊・流出 ※所得制限があります。	○	○	○	○	－	社会福祉課 0476-20-1536
9	被災者生活再建支援金	災害により被害を受けられた市民の生活の再建に必要な資金を支給します。	次のいずれかの被害を受けた世帯 ①全壊 ②大規模半壊 ③中規模半壊 ④半壊 (注)半壊となった家屋をやむを得ず解体する場合のみ	○	○	○	(注)	-	社会福祉課 0476-20-1536
10	千葉県農業災害対策資金	JAなどの融資機関が農業の再生産に必要な資金及び農業用施設の復旧資金を通常より低利な金利で貸し付けます。 【経営安定資金】 ・貸付限度額　市長が認定した被害額の80%以内で600万円以下 ・償還期間　7年以内 【施設復旧資金】 ・貸付限度額　市長が認定した被害額の80%以内で 1,000万円以下 ・償還期間　7年以内(うち据置2年以内)	令和8年8月千葉豪雨，9月6日から7日までの大雨，台風25号による災害によって被害を受けた農業者の方 ※貸付対象者となる農業者の前提条件があります。	り災届出証明(災害による農業被害を証明する書類)が必要です。 貸付の審査基準は，り災証明書の基準とは異なります。詳しくは農政課へお問い合わせください。					農政課 0476-20-1541 JAなどの融資機関

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書(※)					問い合わせ先（担当課等） 平日　午前9時から午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
11	被災中小企業・小規模事業者支援措置	日本政策金融公庫や千葉県等による資金融資の実施，信用保証協会による保証（セーフティネット保証4号の適用）等を受けることができます。	令和8年台風25号に伴う災害によって被害を受けた中小企業・小規模事業者の方 ※支援制度により内容，条件等が異なりますので，特別相談窓口等へお問い合わせください。	支援制度により必要となる場合がありますので，特別相談窓口等へお問い合わせください。					（特別相談窓口） 日本政策金融公庫 ・中小企業事業 043-243-7121 ・国民生活事業 0570-037502 （ナビダイヤル） 商工中金 043-248-2345 千葉県信用保証協会 043-221-8110 成田商工会議所 0476-22-2101 千葉県中小企業団体中央会 043-306-2427 千葉県商工会連合会 043-305-5222 （千葉県制度融資窓口） 千葉県商工労働部経営支援課金融支援室 043-223-2707
税　金									
12	個人住民税の減免	令和8年度分の個人住民税のうち，10月以降に納期限が到来する分について，被害状況や前年の所得金額に応じて減免します。	納税義務者の所有する住宅の損害の程度が中規模半壊以上（※）で，前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合 ※損害の程度は，保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。	○	○	○	－	－	市民税課 0476-20-1513
13	固定資産税及び都市計画税の減免	災害により所有する固定資産に大きな被害を受けた場合，被害の状況に応じて，その固定資産に対する固定資産税などを減免します。	災害又は天候の不順により，著しく固定資産の価値が減少した場合	○	○	○	○	－	資産税課 0476-20-1514

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書(※)					問い合わせ先（担当課等） 平日　午前9時から午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
医療・介護・年金									
14	国民健康保険税の減免	令和8年度分の保険税のうち，災害を受けた日以後に納期限が到来する分について，被害状況や前年の所得金額に応じて減免します。	納税義務者又は同一世帯の被保険者が主たる居住の用に供している住宅等の損害の程度が中規模半壊以上(※)で，前年の総所得金額が1,000万円以下の場合 ※損害の程度は，保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。	○	○	○	－	－	保険年金課 0476-20-1526
15	国民健康保険の一部負担金の減免等	医療機関の窓口で支払う一部負担金について，被害状況や収入金額等に応じて，一定期間減免又は徴収を猶予します。 【減免等の対象期間】 免除：申請のあった日の属する月を含めて3か月以内 徴収猶予：申請のあった日から6か月以内 ※条件により延長あり	災害により資産に重大な損害を受け，資産等の活用を図っても一部負担金の支払が困難であると認められる場合 ※免除：入院療養であること及び収入・資産要件あり 徴収猶予：収入要件あり	減免の審査基準は，り災証明書の基準とは異なりますが，減免申請の際には，り災証明書の添付が原則必要となります。					保険年金課 0476-20-1526
16	後期高齢者医療保険料の減免等	令和8年度分の保険料のうち，災害を受けた日以後に納期限が到来する分について，被害状況や前年の所得金額に応じて減免又は徴収を猶予します。	被保険者が主たる居住の用に供している住宅等の損害の程度が半壊以上(※)で，前年中における世帯に属する被保険者の総所得金額等が1,000万円以下の場合 ※損害の程度は，保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。	○	○	○	○	－	保険年金課 0476-20-1547
17	後期高齢者医療制度の一部負担金の減免等	医療機関の窓口で支払う一部負担金について，被害状況や所得金額等に応じて，一定期間減免又は徴収を猶予します。 【対象期間】 申請のあった日から6か月以内 ※条件により延長あり	被保険者が主たる居住の用に供している住宅又はその他の財産に著しい損害を受けた場合(所得要件等あり) ※損害の程度は，保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。	○	○	○	○	－	保険年金課 0476-20-1547
18	介護保険料の減免等	令和8年度分の保険料のうち，災害を受けた日以後に納期限が到来する分について，被害状況や前年の所得金額に応じて減免又は徴収を猶予します。	第1号被保険者又は世帯主の所有する住宅や家財の損害の程度が半壊以上(※)で，前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合 ※損害の程度は，保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。	○	○	○	○	－	介護保険課 0476-20-1545

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書(※)					問い合わせ先（担当課等） 平日　午前9時から午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
19	介護保険利用者負担額の減免	令和8年度分の申請日以後に利用した介護サービスの利用者負担額を，前年の所得金額や被害状況に応じて減免します。なお，減免期間は，申請のあった日の属する月の翌月から6か月を限度とします。	要介護（要支援）被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が，災害により住宅等に著しい損害を受け，介護サービスの利用者負担額を支払うことが困難な場合 ※損害の程度は，保険金等により補填される場合はこれを考慮して算出します。	○	○	○	○	－	介護保険課 0476-20-1545
20	国民年金保険料の免除	国民年金保険料を一定期間免除します。	住宅，家財又はその他の財産につき被害金額（保険金，損害賠償金により補填された金額を除く。）が，その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合	免除の審査基準は，り災証明書の基準とは異なりますが，免除申請の際には，り災証明書等の添付が原則必要となります。					保険年金課 0476-20-1547
子育て・保育									
21	児童手当 （認定請求の特例）	やむを得ない理由がやんだ後15日以内に認定請求をしたときは，やむを得ない理由により認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月分から児童手当を支給します。	災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合	り災証明書は不要です。					子育て支援課 0476-20-1538
22	児童扶養手当① （認定請求の特例）	やむを得ない理由がやんだ後15日以内に認定請求をしたときは，やむを得ない理由により認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月分から児童扶養手当を支給します。	災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかった場合	り災証明書は不要です。					子育て支援課 0476-20-1538
23	児童扶養手当② （所得制限の特例）	損害を受けた月から翌年の10月までの児童扶養手当について，所得制限の特例措置を受けることができます。 ※特例措置を受けた場合において，損害を受けた年の所得が政令で定める額以上であるときは，支給された額の全部又は一部を返還する必要があります。	災害により住宅，家財等の財産について，その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合	り災証明書を求める場合があります。損害の審査基準は，り災証明書の基準とは異なります。					子育て支援課 0476-20-1538
24	保育料の減免	保育料の全部又は一部を被害の状況に応じ一定期間減免します。	災害などにより保護者等の所有する住宅が被災した場合	○	○	○	○	－	保育課 0476-20-1607

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書(※)					問い合わせ先（担当課等） 平日　午前9時から午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
25	保育料の減免	干ばつ，冷害，凍霜害等による農作物の不作，不漁その他これに類する理由により，著しく収入が減少したとき又は事業若しくは業務の休廃止，事業における著しい損失，失業等（自己都合除く。）により，当該世帯の収入が著しく減少したとき，減免の申請を行った年に係る市民税所得割の推定課税額を算定した上で，対応する階層の保育料とします。	収入が30パーセント以上減少した場合	証明書を求める場合があります。 減免の審査基準は，り災証明書の基準とは異なります。					保育課 0476-20-1607
26	保育園の一時保育	家庭での保育が困難になった人を対象に，14日を限度として保育を行います。	本市に居住する児童（生後6か月から小学校就学前）の保護者で，災害等により家庭における保育が困難となる方	り災証明書は不要です。					保育課 0476-20-1607
福　祉									
27	特別児童扶養手当，障害児福祉手当，特別障害者手当 【認定請求書の特例】	その理由がやんだ後15日以内に認定請求をしたときは，認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月分から手当を支給します。	災害その他やむを得ない理由により認定請求ができなかった場合	り災証明書は不要です。					障がい者福祉課 0476-20-1539
28	特別児童扶養手当，障害児福祉手当，特別障害者手当 【所得制限の特例】	損害を受けた月から翌年の7月までの手当について，所得制限の特例措置を受けることができます。 ※特例措置を受けた場合について，損害を受けた年の所得が政令で定める額以上であるときは，支給された額の全部又は一部を返還する必要があります。	災害により住宅，家財等の財産について，その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合	り災証明書を求める場合があります。損害の審査基準は，り災証明書の基準とは異なります。					障がい者福祉課 0476-20-1539

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書(※)					問い合わせ先（担当課等） 平日　午前9時から午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
生活・手続き									
29	災害ボランティア	成田市内で被災され，被災した家屋の片付けなどにボランティアによる支援を行います。	成田市内で被災し，ボランティアによる支援を必要とする方	災害ボランティアを希望される方は，お電話にてお問い合わせください。					成田市災害ボランティアセンター 080-7398-1455
30	災害ごみの戸別収集	自動車を利用するなど，自力での災害ごみの運搬が困難な場合は戸別に収集します。	災害によって被災した一般家庭のごみに限ります。	り災証明書は不要です。					クリーン推進課 0476-20-1530
31	送風機の貸し出し	住宅乾燥用の送風機を無料で貸し出します。	災害によって住宅が浸水の被害を受けた方	り災証明書は不要です。					商工振興企業立地課 0476-20-1622
32 【一部変更】	応急給水の実施	希望の場所に訪問し，給水を行います。	台風25号により被害を受け，断水等により給水を希望される方	り災証明書は不要です。					水道部業務課 0476-20-0269
33	飲用井戸の水質検査費の補助金	飲用井戸の水質検査（11項目）の費用を補助します。（上限15,000円）	北印旛沼の堤防の決壊により浸水被害を受けた住家における飲用井戸の水質検査を行った方（水質検査は令和8年9月22日以降に実施したものが対象です）	り災証明書又はり災届出証明書の写し（公簿により確認できる方は不要となります）					環境衛生課 0476-20-1531
34	生活必需品の支給	住宅が全壊，半壊，床上浸水した人に対し，生活必需品を現物支給します。 申請期限：令和8年11月5日まで	生活上必要な被服，寝具，そのほか生活必需品を喪失又は損傷し，直ちに日常生活を営むことが困難な方	○	○	○	○	－	商工振興企業立地課 0476-20-1622
35	ペットの一時預かり	右記問い合わせ先法人の会員動物病院でペットの一時預かりを行います。	被災によりペットの飼育が困難になった方 ※混合ワクチン接種証明書，狂犬病予防注射証明書または狂犬病予防注射済票が必要です。	り災証明書の写し					公益社団法人千葉県獣医師会 043-232-6980
36	マイナンバーカード等再交付手数料の免除	マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手数料を免除します。	災害により被害を受け，り災証明書又はり災届出証明書の原本を提示いただいた場合	○	○	○	○	○	市民課 0476-20-1525

番号	制度の名称	支援内容	適用条件	り災証明書(※)					問い合わせ先（担当課等） 平日　午前9時から午後4時30分まで
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	半壊に至らない	
37	旅券(パスポート)手数料の免除	旅券(パスポート)手数料を免除します。 ※令和8年9月20日から原則1年間	災害救助法が適用された災害により全壊，半壊又は床上浸水の被害を受けた方で，り災証明書の原本を提示いただいた場合 ※窓口での申請と申出が必要です。 (注)半壊に至らない場合でも，床上浸水の被害があれば対象となる場合があります。	○	○	○	○	(注)	市民課 0476-20-1525
38	住民票等交付手数料の免除	災害により被害を受けられた方が当該災害にかかる各種手続きのため住民票等を取得する場合の交付手数料を免除します。	住民票等の交付申請時にり災証明書又はり災届出証明書の原本を提示いただいた場合	○	○	○	○	○	市民課 0476-20-1525
39	税務証明書交付手数料の免除	災害により被害を受けられた方が当該災害にかかる各種手続きのため税務証明書を取得する場合の交付手数料を免除します。	税務証明書交付申請時にり災証明書又はり災届出証明書の原本を提示いただいた場合	○	○	○	○	○	市民税課 0476-20-1513 資産税課 0476-20-1514
40	農業経営の実態証明書等交付手数料の免除	災害により被害を受けられた方が当該災害にかかる各種手続きのため農業経営の実態証明書等を取得する場合の交付手数料を免除します。	農業経営の実態証明書等交付申請時にり災届出証明書の原本を提示いただいた場合	り災届出証明(災害による農業被害を証明する書類)が必要です。					農業委員会事務局 0476-20-1573
41	図書館資料の弁償の免除	貸出資料の滅失，汚損又は破損については弁償を免除します。	火災や自然災害等により図書館資料が汚損，破損又は紛失し，り災証明書等により被害の事実が確認できる方	免除を希望される方は，お電話又はご来館の際にご相談ください。					成田市立図書館 0476-27-4646

（※）○:支援を受けるためにり災証明書が必要となります。
－:支援を受けることができません。
△:詳しくは担当課へお問い合わせください。

災害対応コールセンターを設置しています

市では，災害に関する相談を受け付ける「災害対応コールセンター」を設置しています。なお、「災害相談窓口」は10月31日をもって閉鎖いたしました。

・災害対応コールセンター
日　　時:午前9時00分～午後4時30分(平日のみ)
電話番号:20-1563